

『弘前市「宿泊税」の徴収事務に関する宿泊事業者説明会』に係るご質問に対する市の回答

説明会開催日：令和7年5月27日(火)、28日(水)、29日(木)

質問件数：18件

以下、ご質問に対する回答(回答については、一部補足を付け加えております。)

○課税対象の判断について

No.	ご質問	市の回答
1	宿泊料金を宿泊者以外の代理の方(第三者)が支払った場合、宿泊税は誰から徴収すればよいのでしょうか。	①宿泊税分も宿泊料金とまとめて第三者が支払うケース、②宿泊税分だけは宿泊者自身が支払うケースが想定されます。 いずれの場合も納税義務者(課税対象者)は宿泊者ですが、納税については①、②のいずれでも問題ございません。
2	ペットは課税対象となりますか。	基本的な考え方として宿泊者には該当しませんので、宿泊税の課税対象とはなりません。
3	RVパークの運営をしているが、宿泊税の課税対象となりますか。	RVパークを利用した宿泊について、利用者が自分の所有する車に宿泊する場合は、宿泊税は課税されません。 一方で、宿泊施設が用意した車などの設備(施設)に宿泊する場合は宿泊税の課税対象となります。 (旅館業法上の「宿泊」とは、「宿泊事業者が設けた施設への宿泊」を指すため、前者は旅館業法上の宿泊に該当せず、後者は該当することとなります。)
4	領収書等に記載する名目を宿泊料金ではなく、駐車料金としている場合、宿泊税は課税されますか。	名目に関わらず、旅館業法上の「宿泊」かどうかで課税となるかどうかについて判断します。そのため、名目が駐車料金であった場合で、名目通り、お客様が自分の車に宿泊するために駐車場を利用した際の対価としての料金であれば宿泊税は課税されません。 一方で、宿泊事業者が設けた施設に宿泊する場合は、駐車料金という名目であったとしても、旅館業法上の「宿泊」に該当するため、宿泊税が課税されます。
5	当社の業界内では、お客様がホテル施設へ宿泊された際、駐車場で料金を精算するというシステムが採用されています。 料金の名称及び料金の計上は駐車料金となりますが、ホテル施設は事業者側で用意しています。この場合の取り扱いはどうになりますか。	各事業者ごとに料金の名称は様々あるかもしれませんが、宿泊施設を事業者側で用意しているということであれば、旅館業法上の「宿泊」に該当することとなりますので、本ケースは宿泊税が課税されます。
6	登記上の本社所在地が弘前市内にある場合で、宿泊施設が弘前市外にある場合、宿泊税の徴収は必要ですか。	宿泊施設が弘前市外であれば、宿泊税の課税対象外となります。 当市の宿泊税制度は、あくまでも「弘前市内の宿泊施設への宿泊」が対象となります。そのため、本社の所在地に関係なく、宿泊施設の所在地で課税対象となるかどうかを判断いただきますようお願いいたします。

○徴収方法について

No.	ご質問	市の回答
1	例として、合宿場を40人で予約していたが、当日2人キャンセルがあり、実際の宿泊者数が38人になった場合、施設側としては当初予約した40人分の料金をいただくこととなっています。 この場合、宿泊税は40人分を徴収する必要があるのか、それともキャンセルした2人分を除いた38人分の徴収となるのでしょうか。	キャンセルした2人については、宿泊行為がないため課税対象とならず、実際の宿泊者数分の宿泊税を徴収いただくこととなります。ご質問のケースでは、40人分ではなく、38人分の宿泊税を徴収していただきますようお願いいたします。 なお、仮に宿泊税込みで決済していて、その後キャンセルになった場合は、宿泊施設又は旅行予約サイトの運営会社が宿泊税分を宿泊者に返金することとなります。 返金の方法については宿泊施設と旅行予約サイト運営会社間の取り決めによります。
2	宿泊料金を事前にクレジットカードで決済しているお客様は、予約の段階で宿泊税分も徴収して問題ないでしょうか。	宿泊税分も事前に決済していただいて問題ございません。なお、当該分の申告納入は、実際に宿泊があった月の翌月に行ってください。 事前決済分について、キャンセルがあった場合の取り扱いは、No.1,3の回答も併せてご参照ください。
3	事前決済したが、当日宿泊できなくなった場合、宿泊税分の返金は必要ですか。 また、宿泊料金の100%をキャンセル料金として支払ってもらう場合でも宿泊税の返金は必要ですか。	キャンセルの場合、宿泊行為がないため、宿泊税は課税されません。そのため、宿泊料金の100%をキャンセル料金として受け取る場合においても、宿泊税分の返金は必要となります。 事前決済分について、キャンセルがあった場合の取り扱いは、No.1の回答も併せてご参照ください。

○領収書について

No.	ご質問	市の回答
1	説明資料の32ページの記載例はいずれも1名分ですが、仮に4名で宿泊して、代表者が全員分の宿泊料金及び宿泊税をまとめて支払った場合、代表者に宿泊人数、4名分の宿泊料金及び宿泊税額を記載した領収書をお出しすることで問題ないでしょうか。	ご認識の通り、代表者一人に宿泊人数、宿泊人数に応じた宿泊料金及び宿泊税額をまとめて記載した領収書をお出しいただくことで問題ございません。 宿泊者ごとに領収書を出すように要望があった場合は、宿泊者ごとにお出しいただき。
2	4泊した場合、宿泊税は宿泊人数×4日分の合計額となるが、仮に領収書で、客室料金の中に消費税や入湯税、宿泊税等を含めて記載する場合、領収書には一人当たりの宿泊税がいくらかといった内訳の記載も必要でしょうか。	宿泊人数分の宿泊税額を合計して記載いただいて構いません。また、一人当たりの宿泊税の内訳についても、特段記載いただく必要はございません(No.1の回答も併せてご参照ください。) ただし、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税額等について、帳簿や書類等に記載の上、それぞれの種類に応じた期間、保存していただく必要があります。
3	説明資料の32ページの領収書は単なる例であって、事業者が作成する様式を使うことで差し支えないですか。	ご認識の通り、説明資料に記載している例はあくまで参考ですので、宿泊税の表記や内容に問題がなければ、事業者様が作成する任意様式を使用していただいて構いません。
4	団体客の宿泊があった場合、領収書は団体宛てに1枚のみ出しています。 宿泊税について、団体宛てに宿泊税●人分と記載して、1枚のみ出せばそれで足りるでしょうか。それとも宿泊した一人一人に出す必要がありますか。	領収書は団体宛てにまとめて、宿泊税●人分と記載して1枚のみ出していただく方式で問題ございません。(No.1,2の回答も併せてご参照ください。)
5	宿泊料金等(宿泊税以外)分の領収書、宿泊税分のみ(宿泊税以外)の領収書というように、それぞれ分けて出してもよいですか。	宿泊料金等(宿泊税以外)は宿泊料金等(宿泊税以外)、宿泊税分は宿泊税分として、それぞれ別で領収書を出していただく問題ございません。

○補助金について

No.	ご質問	市の回答
1	説明資料の29ページに、「他の補助金等の交付対象となっている経費は補助対象外です。」とありますが、宿泊管理システムを導入した際に助成金を利用している場合は、補助対象外になりますか。	本補助金は宿泊税の導入に伴い必要となる事業が対象となります。また、補助対象外となる、「他の補助金等」とは、本補助金の対象となる事業(宿泊税の導入にあたって必要となる事業)に対して、他の補助金等を利用する場合は該当します。 ご質問のケースでは、宿泊管理システムの導入費用として助成金の交付を受けていますが、宿泊税の導入に伴うシステムの改修費用としては補助金等の交付を受けていませんので、その他の交付要件を満たしていれば、本補助金の対象となります。

○周知活動について

No.	ご質問	市の回答
1	OTA等サイト掲載の例文は市から示されるのか。また、宿泊税の周知はいつからしてよいか。	OTA等の掲載文について、例文を示して、周知文を統一する予定はございません。 宿泊税条例の施行日(課税開始日)が決定するのは、総務大臣の同意後となりますが、同意前であっても「弘前市では12月1日から宿泊税の導入を予定しています。」のように、導入予定を内容とする文章を用いるのであれば、周知を開始いただいて構いません。 なお、施行日については決定次第、事業者様にお知らせいたします。
2	次回の国スポの会場となる自治体の中で、開催時点で宿泊税が導入されているのはおそらく弘前市だけかと思います。 青森県あるいは国スポの関係団体、宿泊を募集する事業者に対して、宿泊税の導入に関する情報はすでに伝わっているのでしょうか。それともこれから伝えていく予定でしょうか。	現在は宿泊事業者向け説明会を行っている段階であり、各関係団体に対しての具体的なPR活動は、今後実施する予定となっております。 PR活動は様々な手段で行い、宿泊税の導入について、十分な周知ができるよう努めてまいりたいと思います。
3	高校総体に関する宿泊は課税対象になるとのことですが、県を通じて、運営側にすでに伝わっているのでしょうか。それともこれから伝えていく予定でしょうか。 予約があれば宿泊税についても説明をするが、宿泊する際に宿泊税分の値段が上がるケースなどがあると思うので、宿泊税の導入について、事前にアナウンスなどあった方がスムーズに事が進むかと思います。	No.2の回答をご参照ください。

以上